

佐 産 第 294 号  
令 和 7 年 6 月 17 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐川町長 片岡 雄司

市町村名 (市町村コード)	佐川町 (39402)
地域名 (地域内農業集落名)	佐川地区 (上郷・鳥ノ巣・室原・柏原・岡崎・桂・虎杖野・中組・中山・川内ヶ谷上・川内ヶ谷下・九反田・柳瀬・立野・市の瀬・馬の原・下山・荷稻・青去・三野・富士見町・中本町・東町・東元町・松崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月16日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化や米の価格下落、肥料・燃料の価格高騰などの複合的な要因により、耕作放棄地が増えてきており、水稻の栽培面積が減少し、ショウガや園芸作物などに切り替わっている。  
現在、耕作中の農地においても、後継者の問題があり、今後の耕作者の確保が課題となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

農村環境を適切に保全するための水稻栽培が中心となるが、施設園芸についても認定農業者の規模拡大や新規就農者の確保を目指す。  
後継者問題については、地区外からの耕作者の参入の仕組みを検討する。  
多面的機能支払交付金に取り組んでいる組織が中心となり、地域の農業を守っていくこととなるが、組織を発展させて斗賀野地区の集落営農組織のような取り組みができるか検討する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	194 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	194 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内で概ね10年後に耕作が見込まれる農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積・集約化の方針

認定農業者や新規就農者を中心に集積・集約化を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

所有者の希望により、農地を集積・集約化する際に活用する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町や県、JAなどの関係機関と連携し、多様な経営体に対して営農支援を行う。また、施設園芸では新規就農者を確保するため、研修用ハウスの導入を検討する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

共同防除などの農作業委託を継続的に行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金の取り組みを適切に実施し、農地の保全・管理に努める。